

令和2年度福祉人材カフェ・「未来の介護福祉士」養成科運営業務についての質疑・回答

質問1 業務の再委託について

公募実施要領2(3)業務の再委託について、セミナー開催にあたり、講師を依頼することは再委託に該当するか。また、チラシの印刷等を他の事業者へ依頼することも再委託に該当するのか。該当する際は、知事への申請手続き方法をご教授願いたい。

回答

セミナーの講師やチラシの印刷等を、受託事業者以外の事業者等に依頼することは再委託にはあたりません。ただ、セミナーの開催案内、会場借り上げや設営等、当該セミナーの企画運営業務を包括的に依頼する場合は、再委託に該当しますので、その場合は、再委託先、再委託する内容、理由等について当課に協議いただくこととなります。

質問2 業務実施場所について

仕様書5-③「未来の介護福祉士」養成科の求職者支援員の業務実施場所は、メルクリオキオト202号室となっているが、カウンセラーとの連携を鑑み、福祉人材コーナーで業務を行うことは可能か。

回答

ジョブパーク内での業務スペース確保に努めますが、他コーナーとの調整の中でメルクリオキオト内で業務を実施いただく可能性がございます。